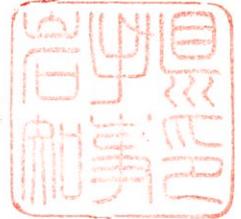


写

医 政 第 606 号
令和 5 年 7 月 12 日

岩手県医療審議会
会長 本間 博 様

岩手県知事 達増 拓也



岩手県保健医療計画（R6-R11）の基本的方向について（諮問）

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づき、本県における医療提供体制の現状、高齢化の進展、疾病構造の変化等を踏まえ、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するための総合的な計画として、医療計画の見直しを実施することとしたいので、その基本的方向について貴審議会の意見を求めます。